

# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

〒101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL <https://sr-wakariyasuku.com/>



～事務所宣言～ 私たちは男女が  
ともに安心して子育てをし、仕事に打  
ち込める社会を目指します

## 日本年金機構の手続きについて

### ○届書の提出について

12月、1月は繁忙期の為、日本年金機構の電子申請処理も滞ることが予想されます。(10月も、保険証発行に1か月ほどかかりました)

早めのご連絡を、よろしくお願ひいたします。

### ○健康保険被扶養者認定事務の変更

H30.10.1から変更。身分関係及び生計維持関係の確認について証明書類に基づき認定。なお、マイナンバーを付記する等一定の要件を満たした場合、添付が省略可能です。不明な点等ございましたら、弊所までご連絡ください。

## 雇用継続給付申請の一部改正

H30.10.1から雇用継続給付手続きにおいて「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成し保存する場合は被保険者の署名・押印が省略可能になります。

## 働き方改革H31.4 今からチェック

### 1、時間外労働の上限規制 36 協定届作成上の留意点

・特別条項付 36 協定で時間外労働年間 720 時間以内が法定化。月 45 時間超の特例は年 6 回まで。(中小企業はH32.4 施行)

→45 時間超、年 720 時間超の労働者の確認を。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000148322\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000148322_00001.html)

- ・「1日を超え3ヶ月未満の期間」が「1ヶ月」に固定。
- ・「労働保険番号」「法人番号」の記載欄が追加。
- ・特別条項を記載する欄が設定された新様式に対応。

### 2、年次有給休暇の確実な取得

- ・使用者に時季指定義務 毎年5日

→今年度の年休取得状況の把握を。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000350327.pdf>

### 3、労働安全衛生法

健康管理の観点から、管理監督者や裁量労働制適用者も含め、すべての人の労働時間の状況を客観的な方法、その他適切な方法で把握するよう義務付ける。

→労働時間の管理方法の確認を。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000335765.pdf>

## 平成 31 年分扶養控除申告書

年初の給与支払日の前日までに給与の支払者へ提出すること。なお、当初提出した申告書の記載内容に異動があった場合には、異動日後、最初の給与支払日の前日までに申告書を提出すること。この申告を行わない場合は月々の源泉徴収の際に受けることのできる控除が受けられず。(つまり源泉徴収税額表の甲欄が使えない)

「源泉控除対象配偶者」とは給与所得者(合計所得 900 万円以下に限る)と生計を一にする配偶者で合計所得 85 万円以下(収入年 150 万円以下)の人。再確認を。

## 外国人労働者拡大

現在国会審議中の入管法改正案では、新たな在留資格「特定技能」を設け、介護や建設等 14 業種で外国人就労を認める。高度な能力を条件とし永住も可能となる予定。「2018.11.4 日経新聞より」



年末年始休業期間 12月28日～1月4日 です。



リニューアルした HP の QRコードです。ご覧になってください。法改正情報等、更新してまいります。